

店舗物件を直接管理されている不動産事業者様へのお願い

※この案内は箱崎・吉塚・松島と近隣地域にて営業されている不動産事業者様に配布しています。

お世話になります。

右の写真の様に歩道柵・電柱・公園等の公共物に無許可で設置された看板等は基本的に違反広告物（市条例）で撤去対象です。（なぜか撤去されず何年も放置状態の物もあります）

この写真の物は2013年9月下旬、筥松に設置され、一見地域の案内板の様ですが何年も前の店舗状態であり、また地図自体が見難く地域の案内図としての価値も殆どありません。

更に、無管理で放置状態のため突風等で飛ばされる可能性もあり、とても危険な物となり得ます。

※現在は設置業者情報と実態を対処要請と共に市区へ通報し、他の幾つかの看板を含め撤去されています。

そしてこの様な看板の設置と看板内への掲載等を条件に地域の店舗から金銭を得ようとする業者が後を絶ちません。実際、広告の実態を把握せず毎年広告料を支払っている事業者もありました。広告料を支払うという事は違反広告物の広告主と見なされる恐れもありますし、広告主として知らなかったでは済まされない問題でもあります。

この様な違反広告物を設置させないために、また地域の事業者が詐欺同様の内容に引っかからない様にするために以下の様なご協力をいただければと思います。

◎箱崎・筥松・松島・吉塚と周辺にて御社が直接管理されている店舗物件で営業されている事業者や今後入られる方を対象に文書等で以下の様な注意を促していただけないでしょうか。

- 1 __「x x 企画標識社」（「x x」は「全国」・「九州」など）や「西武企画」という事業者からの「地域の案内板」等を謳った広告掲載の案内は基本的に断る。
- 2 __屋外広告等の営業が来た場合は、その媒体・設置場所・掲出方法等を確認し、公共物への設置の場合は断る。また「福岡市屋外広告業登録業者」であるかどうかの確認を行う。

◎店舗壁面や敷地境界フェンス等を借りるという形で私有地内に詳しい説明も無いまま看板を設置し、近隣の掲載店舗から利益を得ようとする場合もあります。この様な場合は店舗の管理者や借主として設置の承諾をしない様にする。（屋外広告業登録業者の確認も行う。）

※地域の資源を管理する事業者として、地域社会の環境向上及び地域で活動する店舗営業者の被害軽減と特に**美観・危険・往来妨害**の観点から見た屋外広告等に関する注意喚起の役目を担っていただければ幸いです。地域イメージや事業者としての評価向上にもつながると思いますので、よろしく願いいたします。



店舗壁面やフェンス等への看板設置を許可されている事業者様へ

先の業者に対して壁面やフェンス等への設置を許可する場合は、

「最低限、近隣の既設違反広告物を全て撤去したら・・・」

という条件で許可を出す様にして下さい。

また、何らかの取引関係にある場合は、既設の違反広告物を全て撤去する様に忠告してください。

更に、設置を許可した場合は、許可した者の責任として適切に管理してください。

詐欺同様の行為への協力や公共スペースへの危険物設置を

容認したり協力する様なことはしない様をお願いいたします。

※2014年には、吉塚小学校向かいの歩道策に取り付けられた地図様の看板が倒れた状態で放置され、突風等で飛ばされて事故につながる恐れもありました。

もし許可なく勝手に設置している場合は、業者に撤去要請を行うか
管理者の権限で撤去してください。

そのままにしておくと「反社会的事業」への協力者と
見なされる事になるかもしれません。

頻繁に繰り返す場合は撤去費用などを求めて裁判等をご検討ください。

壁面等は無許可で設置され、汚損や破損に至った場合は
器物損壊として刑事告訴も検討してください。

また、もし事故が起これば放置した者も責任を問われる可能性があるそうです。

※下のURLに簡単なレポートを公開していますので状況把握の参考にしてください。

http://www.yumekikaku.jp/townreport/tokutei_ihankoukoku/